



---

# 継続保管物等への対応方針に係る説明会

---

2022年5月10-日

環境省環境再生資源循環局廃棄物規制課 / PCB廃棄物処理推進室

## 次第

- (1) 処理完遂に向けた方針について（環境省） 15分
  - 立地自治体への処理継続要請について
  - 継続保管物に係る取扱いの変更について
  - （参考）令和4年4月以降の中小軽減について
- (2) 今後の処理に関する方針について（JESCO） 15分
  - 搬入・処理に向けた対応方針について
- (3) 質疑応答            15分

PCBは人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、トランスやコンデンサ用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。分解されにくいいため、環境中に残留していることが知られている。

## 歴史と課題

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。（国内使用量 累計約5.4万トン）
  - 約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（39戦39敗）
    - 処理の停滞・保管の長期化
  - この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失（平成10年 厚生省調査）
    - 漏洩等による環境リスクの増加

## 対策

- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。

### 安定器・汚染物等

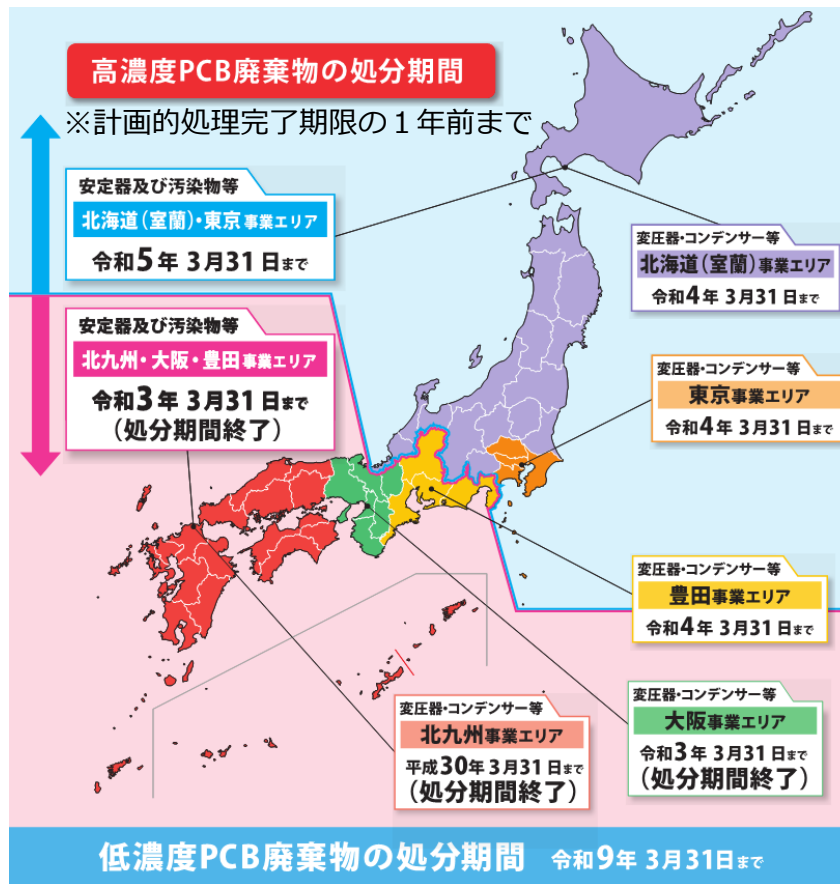
- 高温のプラズマ照射によりPCB廃棄物を保管容器（ドラム缶等）ごと熔融分解（プラズマ処理）
- 平成21年 北九州、25年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

### 変圧器・コンデンサー等

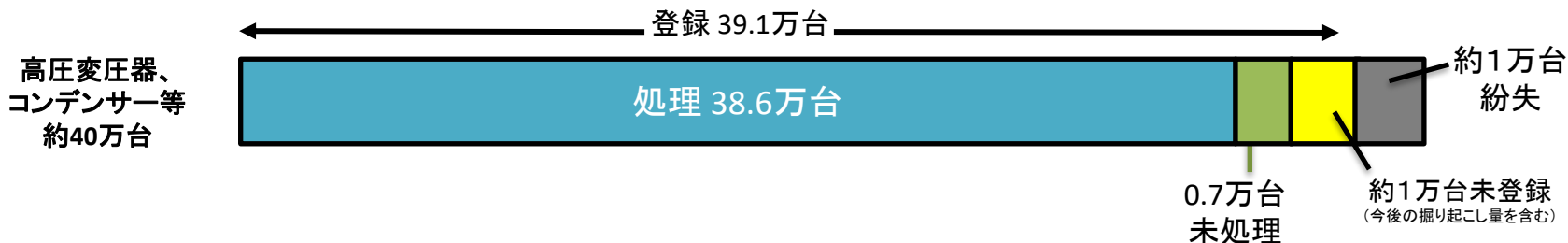
- 世界でも類を見ない大規模な化学処理方式
- 平成16年 北九州、17年 豊田、東京、18年 大阪、20年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

## 現在

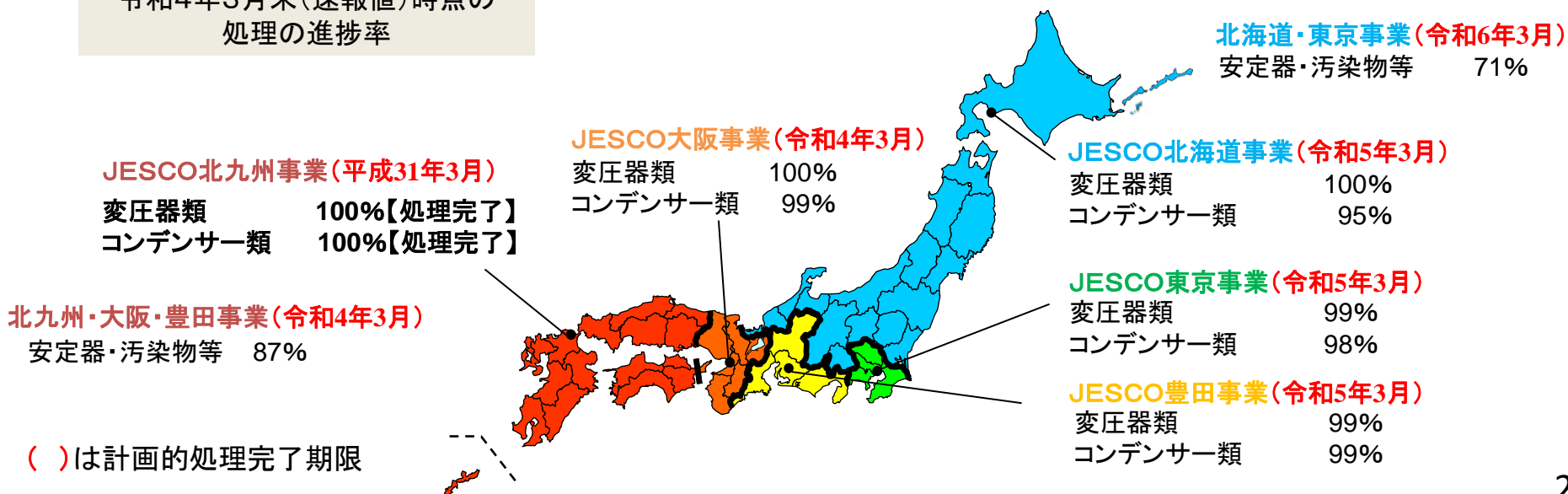
- 平成26年 各施設の処理期限（当初は平成28年7月）を延長。事業地域を越えた広域連携。
- 平成28年 PCB特措法改正。処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。



- JESCOには、令和4年3月末(速報値)時点で、変圧器 約1.61万台、コンデンサー 約37.6万台の計約39.2万台が、処理対象として登録等されており、このうち変圧器 約1.6万台、コンデンサー 約37万台の計約38.6万台を処理した。  
登録台数に対する処理の進捗率(全国平均)は、変圧器約99%、コンデンサー約98%である。
- 安定器・汚染物等については、約2.2万トンが登録されており、このうち約1.7万トン进行处理した。  
処理の進捗率(全国平均)は約77%である。



令和4年3月末(速報値)時点の  
処理の進捗率



## 1. 事業の見通し

### ○安定器・汚染物等

- ・安定器・汚染物等については、北九州事業所、北海道事業所ともに処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況。
- ・現在発覚しているものに加え、掘り起こし調査により今後発覚する量を処理するためには、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要。

### ○変圧器・コンデンサー等

- ・JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある。
- ・北九州事業エリアの事業終了後に新規発覚したコンデンサー等の処理先の確保が課題。

## 2. 処理促進に向けた取り組み

- ・安定器の仕分けや分離処理等により処理を促進するとともに、地方環境事務所やJESCO、産廃振興財団による仕分け支援を強化。汚染物等についても性状を確認し、保管事業者と必要な前処理や仕分けを実施。
- ・今後新規発見が見込まれる変圧器・コンデンサー等の掘り起こしを着実に進めるため、関係省庁や自治体と連携した周知、産廃振興財団による判定支援を実施。
- ・PCB処理基金の用途を拡大し、処分費用に加えて、運搬費等への助成等を実施することで、処理を促進。

# 要請に対する立地自治体の回答状況と今後の対応

○令和3年9月22日に立地自治体に対して処理の継続等を要請。

○令和4年3月24日以降、立地自治体から要請への回答を受領し、立地自治体から示された受入れ条件（期限内処理の厳守、安全性の確保等）を承諾。

	北九州市	大阪市	豊田市	北海道
回答方法	・ <u>4/25に文書回答</u>	・ <u>3/28に文書回答</u>	・ <u>3/24に文書回答</u>	・ <u>3/28に口頭回答</u>

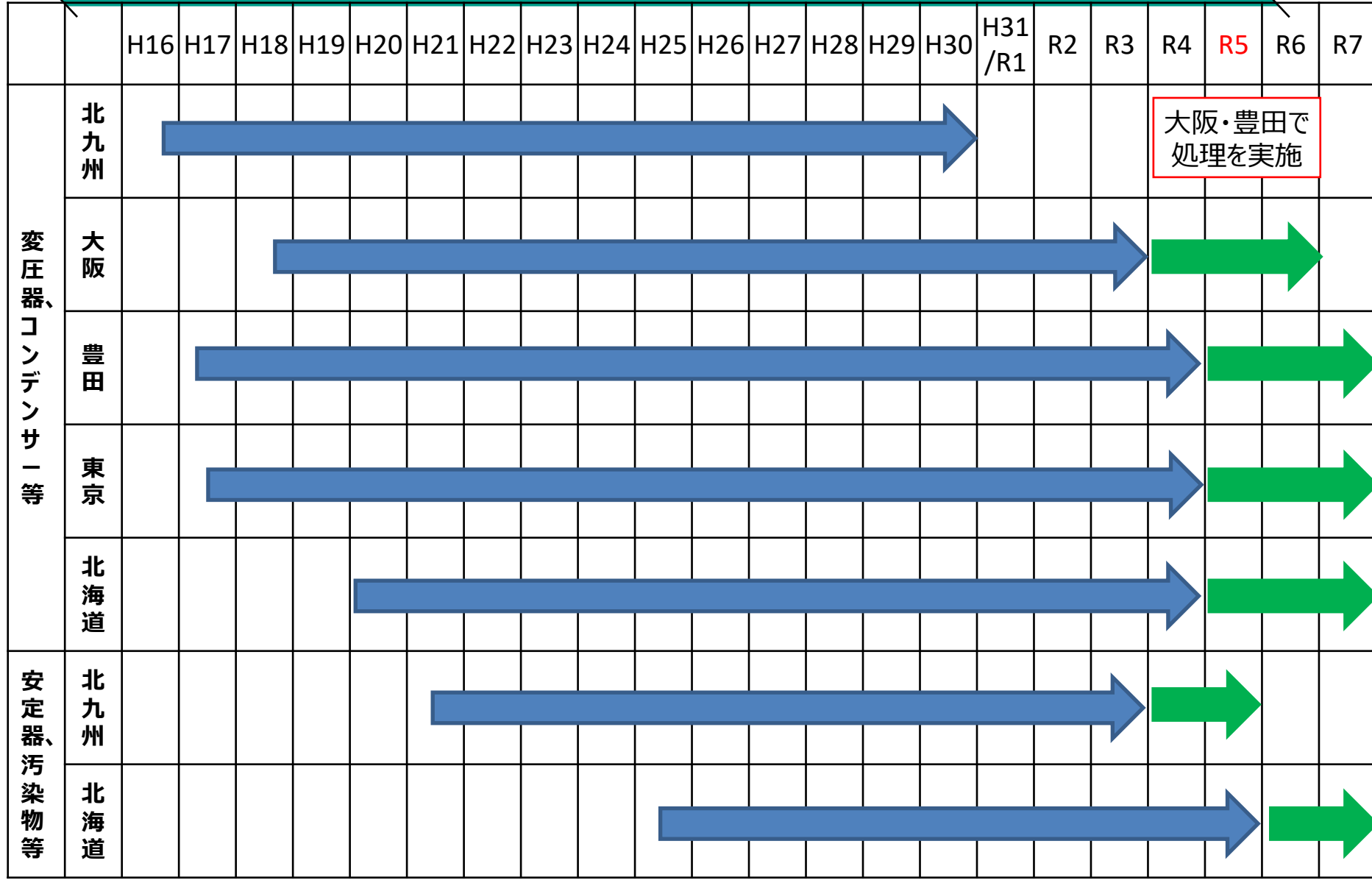
○現在、要請内容を踏まえ、PCB処理基本計画を改訂を実施中

※4/14～5/13パブコメを実施

※5月下旬～6月頃に閣議決定を目指す

○自治体向けの説明会を開催（5/10～13）

# 要請後の処理スケジュール



→ 計画的処理完了期限      → 事業終了準備期間

※最上横列は年度を示す。

※計画的処理完了期限の1年前を処分期間と定義。処分期間までにJESCOと処分契約を締結することを義務付け。

## ○北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等

- ・ 3月末時点でおおよそ550件の継続保管物が存在。
- ・ 継続保管物調査票からJESCO登録への移行にあたり、保管場所での確認等に時間を要する見込み。
- ・ これら継続保管物のうち、九州・沖縄エリアのものはJESCO大阪事業所、中国・四国エリアのものはJESCO豊田事業所で、処理し始める方針。ただし、処理手間物等が今後も発生する可能性があることから、状況をよく確認しながら対応していく予定。
- ・ 5月下旬～6月頃、PCB処理基本計画の改定と併せて通知を発出する予定。その中で、JESCOへの登録・搬入スケジュールや行政処分の対応を含めた具体的な処理方針を提示する。

## ○北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器・汚染物等

- ・ JESCO北九州事業所は点検を実施しており、安全を確保したうえで処理を行う予定。
- ・ 6月以降、昨年末までにJESCOと処分委託契約を締結等しているが処理できなかった保管者から順次処理を再開する予定。
- ・ 引き続き継続保管となった保管者及び今後新規に発見される保管者について、処理を行っていく。



## 1. 継続保管物調査票について

- ・ 継続保管物調査票は4月26日分まで作成をお願いします。
- ・ 作成した調査票は5月13日までに地方環境事務所へ提出をお願いします。

## 2. 保管者への指導について

### ○北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等

- ・ 継続保管となっていた期間が長期に渡ることで、中小軽減の対象外となることから、契約等に関する手続きが円滑に進まない可能性。
- ・ まずは継続保管者等へ処理再開について周知いただくとともに、PCB特措法に基づく適正な処理に向け、引き続き指導をお願いします。また、継続保管者等への周知を行った際にはJESCOにもその情報を共有いただくようお願いします。

### ○北九州・大阪・豊田事業対象地域内の安定器・汚染物等について

- ・ まずは継続保管者等へ処理再開について周知いただくとともに、PCB特措法に基づく適正処理に向け、引き続き指導をお願いします。また、継続保管者等への周知を行った際にはJESCOにもその情報を共有いただくようお願いします。

## 3. 予算の適切な確保について

- ・引き続きPCB特措法第10条第1項違反が継続する場合には、同法第13条第1項に基づく代執行が必要になる可能性。
- ・令和5年度において必要な予算の確保をお願いします。

# (参考) 中小企業者等に対する費用負担軽減措置の 事業終了準備期間中における取扱いについて

	費用負担軽減措置に係る申込時期	
	計画的処理完了期限内	事業終了準備期間中
<b>1. 保管事業者に該当する場合</b>		
一 中小、個人事業主	収運費用：70% 処分費用：70%	収運費用：0% 処分費用：44%
二 破産清算中法人等	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：0% 処分費用：44%
<b>2. 保管事業者に該当しない場合</b>		
三 保管事業者に該当しない者 (一廃安定器は市町村含む。)	収運費用：95% 処分費用：95%	収運費用：95% 処分費用：95%
<b>(参考) その他大手事業者の場合</b>		
中小軽減事業の対象外	収運費用：0% 処分費用：0%	収運費用：0% 処分費用：0%

※北九州事業対象地域の変圧器・コンデンサー等に対する軽減措置は  
運搬、処分ともに0%です。